

となつたので、生活窮迫せる従業員一同は日本石炭坑夫組合の應援を求めて、二月二十五日炭坑當局に對し次の事項に就て歎願するところありたるも、坑主不在の故を以て確答を得ず遂に翌二十六日朝より全員罷業を敢行するに至つた。

十、要求事項

二月二十五日坑夫代表四名は炭坑事務所を訪問勞務主任に會見し次の歎願書を提出したのであるが、勞務主任は炭坑の窮狀を述べ坑主不在にして其の歸るを待つて回答すべく夫れ迄猶豫を求めたのである。

歎 願 書

- 一、勞働賃金は毎月現金を以て確實に支拂はれたし
- 二、切符制度を撤廢せられたし
- 三、勞働賃金を三割値上せられたし

四、(イ)配給所の物品を廉價にて販賣せられたし

(ロ)家庭の飲食物並に日用品及事業上必要の物品を全部取揃

へられたし

五、飲料水を充分に與へられたし

六、抗木を充分に供給せられたし

七、本歎願に付絕對犠牲者を出さざる事

八、通勤者を廢して全部坑所内の者を使用せられたし

九、健康保險法を實施せられたし

右實行相成度歎願仕候也

昭和九年二月二十五日

従業員 一同

十一、解決狀況

従業員側は更に翌二十六日坑長に面會して回答を督促した